

# 2024年度 金融相談等活動助成報告会の開催

ゆうちょ財団主催の「2024年度 金融相談等活動助成報告会」が、2024年10月11日（金）にホテルグランドヒル市ヶ谷（東京・新宿区）で開催され、活動助成事業の対象であるNPO法人等の代表者など、多くの方にお集まりいただきました。

金融相談等活動助成報告会は、ゆうちょ財団の金融相談等活動助成事業の助成を受けて実施している活動報告を通して、多くの皆様に事業内容を理解していただくとともに、同様の活動を実施している団体間の交流やコミュニケーションを深めることを目的として開催しています。

## 【第一部】活動報告会

### ① 優秀活動表彰

特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが 様

「くらしに役立つ消費生活講座 ～ネット社会の基本のき～」

### ② 受賞団体選考講評

金融相談等活動助成事業審査委員会の松本委員長から優秀活動賞選考についての講評がありました。

2023年度の金融相談等活動助成事業において、佐賀県内各地を巡回する講座において、高齢者に限らず佐賀県内で発生しているIT犯罪被害事例等を県警本部とも情報交換を行い、地域性にマッチした内容で参加者の関心を引き参加者を飽きさせない講座を運営されていました。

現代社会においては、高齢者もパソコンやスマホなどIT機器を使用する時代となってきており、消費者保護の重要性は時代の趨勢に対応された活動でもあり、公益性及び独創性に優れているということで優秀活動賞として選定されました。

### ③ 受賞団体講演

特定非営利活動法人消費生活相談員の会さが事務局長の原まさ代様より「くらしに役立つ消費生活講座 ～ネット社会の基本のき～」と題して、受賞記念講演をしていただきました。

受賞対象活動テーマの「ネット社会の基本のき」は、2021年度から助成事業を受けて活動されていますが、記念講演では「くらしに役立つ消費生活講座」の取組全般について講演をされました。

#### (1) 消費生活相談員の会さが

- 消費生活相談員は国家資格であり、佐賀県内の消費生活相談員を中心に作り、2003年にNPO法人化

#### ・主な活動

- ① 消費生活相談業務（2006年：県内全自治体に消費生活相談員を配置 ※全国初）

- ② 消費者教育・消費者啓発

- ③ 消費生活相談員養成講座

国家資格取得を目指し、県内2か所で10回/年開催

- ④ くらしに役立つ消費生活講座

テーマを変えながら県内各地で開催



小笠原理事長あいさつ



表彰風景



松本委員長講評



原事務局長

(2) 暮らしに役立つ消費生活講座

- ① 2017年：備えて安心終活セミナー
- ② 2018,19年：豊かな老後を送るための金の使い方
- ③ 2021年～：ネット社会の基本のき【ゆうちょ財団金融相談等活動助成事業】

④ 苦勞

集客：自治体の広報誌に掲載依頼

チラシの配布（自治体、公民館、商業施設、郵便局、金融機関、民生委員会、社会福祉協議会等）

⑤ 効果：参加者の反応（わかりやすい事例、注意点の理解度向上）

開催自治体、民生委員会、福祉関連部門との相互連携



受賞団体講演風景

④ 特別講演

ゆうちょ財団の「ひとり親相談会」相談員（法律相談）、評議員である弁護士奥田真帆様より「成年後見制度の現在地」と題して特別講演をしていただきました。

(1) 成年後見制度とは

- ・目的：判断能力が不十分な人の保護
- ・方法：財産管理と身上監護を後見人等に委ねる
- ・種類：後見、保佐、補助（基準及び後見人等の権限が異なる）
- ・任意後見制度：健康なうちに自ら後見人をあらかじめ指名し契約を締結（公正証書）



奥田弁護士

(2) 成年後見制度の現状

成年後見の利用状況（2023年）

	申立件数	利用者数
成年後見	28,358	178,759
保佐	8,952	52,089
補助	2,770	15,863
任意後見	871	2,773
合計	40,951	249,484

開始原因割合

認知症	知的障がい	統合失調症	高次脳機能障がい	遅延性意識障害	その他
62.6%	9.9%	8.8%	4.1%	0.6%	14.1%

どんな人が後見人（親族）

子	兄弟姉妹	配偶者	親	その他
53.5%	15.4%	7.0%	6.6%	17.4%

どんな人が後見人（親族以外）

司法書士	弁護士	社会福祉士	社会福祉協議会	行政書士	市民後見人	その他
35.9%	26.8%	18.4%	4.6%	4.6%	1.0%	8.7%

(3) 成年後見制度の改正の動向

- ・2000年：成年後見制度スタート（民法改正）
- ・2017年：第一期成年後見制度利用促進計画（2017～2021年）
- ・2022年：第二期成年後見制度利用促進計画（2022～2026年）

【主な論点】

- ① 成年後見制度の3種類のあり方
- ② 有期的な利用
- ③ 柔軟な交代
- ④ 報酬
- ⑤ 任意後見制度の改善・利用促進

→2027年の成年後見に関する民法改正は大きな改正になる見込み

⑤ ゆうちょ財団事務連絡

- ・活動助成事業の状況（申請・認定状況、助成対象分野の変遷、助成対象活動の変化）
- ・2025年度活動助成事業募集要項の説明（原則、電子メールによるファイル提出に変更）
- ・『季刊 個人金融』の「支援活動フロントライン」の紹介



『季刊 個人金融』サイト

【第二部】交流会

出席された各団体から自己紹介していただき、その後、情報の交換などを行っていただくことにより、有意義な時間を過ごすことができ、盛会裏に終了しました。

2025年度活動助成の募集締切りは、2024年11月29日（金）（送信有効）となっています。来年度も、多くの有意義な活動を期待しています。【当財団HPに要項等を掲載しています。】



2025年度募集要項サイト